

新型コロナウイルス感染症対策に 関する特別要望書

令和3年11月4日

宮城県町村会

本県では、令和3年3月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月5日から5月11日まで「まん延防止等重点措置」が適用された。その後8月20日に感染拡大に伴う病床の逼迫等により再び適用され、8月27日には「緊急事態宣言」が発令された。9月13日からは「まん延防止等重点措置」に移行され、その後感染者数の減少に伴い、9月30日に解除されたところである。

このように感染状況が刻々と変化する中で、国及び県が決定した方針等に基づき、度重なる飲食店等に対する営業時短や休業要請、不要不急の外出自粛等が続き、県民の心は疲弊し、長引くコロナ禍により観光をはじめ幅広い業種で厳しい経営を強いられてきた。町村ではワクチン接種の円滑な実施など感染症対策に全力で取り組んでいるものの、冬季に向け再び若者の感染拡大や感染者数の増加が懸念されており、引き続き国、県と連携して感染症防止対策に取り組んでいく必要がある。

については、感染防止と経済活動を両立し、安全で安心して暮らせる日常を取り戻すため、次に掲げる事項について国に要望するなど特段の措置を講じるよう要望する。

I 医療対策について

1 円滑なワクチン接種の実施について

ワクチン接種については、3回目接種の実施が想定されていることから、引き続きワクチンの必要十分な確保と安定的な供給に努めるとともに、計画的な接種ができるよう、町村の医療従事者の体制整備を強化すること。

また、ワクチン接種にかかる経費については、町村に負担が生じないよう全額国で負担すること。

さらに、ワクチンの種類や量、供給時期及び接種に関する副反応等について、迅速かつきめ細やかな情報提供を広く県民に対して行うこと。

2 医療提供体制の整備について

(1) 感染症指定病床数の拡充、医療機関の連携、宿泊療養施設の拡充など感染

症に十分対応可能な医療体制の構築を図ること。

また、診療報酬の増額を行うなど、医療機関に対し財政面での支援を行うこと。

- (2) 感染防御の医療物資や人工呼吸器等の医療器材など、医療機関に必要な物資が安定的に提供できるよう供給体制の構築を図ること。

3 PCR検査体制の充実強化について

県民が必要なときに容易に検査できるよう、引き続きPCR検査体制の強化と充実を図ること。

II 経済対策について

1 中小事業者への支援について

- (1) 感染症が収束したとしても、地域経済が感染前の水準に戻るまでには時間を要し、厳しい経営の継続を余儀なくされる事業者が想定されることから、「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」、「危機関連対策資金」、「セーフティネット資金（保証4号及び5号）」、「災害復旧対策資金」など、必要な経営支援施策を積極的に推進すること。
- (2) 事業者の経営悪化による内定取消しや非正規労働者の解雇、雇い止め等を防ぐため、休業補償制度の充実、雇用調整助成金の継続・拡充等を図ること。
- (3) 感染症防止対策と効率的な業務運営の観点からテレワークを普及、定着させるため、中小企業等の設備投資に係る助成措置を拡充するとともに、作業の機械化やオートメーション化に対する支援措置を講じること。

2 農林水産業事業者への支援について

- (1) 飲食店の営業自粛により、農林水産物の需要が急減し、価格低迷が続いていることから、農林水産物の販売促進に向けた取り組みを実施すること。
- (2) 入国規制により、農業や水産加工分野における外国人技能実習生の受入確

保が困難なことから、農業高校・農業大学校等の多用な人材の派遣及び活用を積極的に支援すること。

- (3) 価格が下落しても農林漁業者が安心して生産に取り組むことができるよう、「野菜価格安定対策」や「漁業収入安定対策」等のセーフティネットの拡充を図ること。

3 観光事業者等への経営支援等について

感染への不安から人や物の動きが停滞しており、特に宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業等に大きな影響を及ぼしていることから、これらの事業者に対する中長期的で抜本的な経営支援や観光支援を継続すること。

Ⅲ 生活困窮者への支援について

- (1) 感染拡大により、休業者や失業者が増加していることから、生活福祉資金貸付制度について、申請期間の延長など、生活困窮者が使いやすい制度となるよう、柔軟かつ迅速な措置を講じること。
- (2) 住居確保給付金については、感染拡大に伴い、支給対象が緩和されたところではあるが、休業や失業による生活困窮者の増加に鑑み、支給期間を延長すること。

Ⅳ 地方自治体への支援について

- (1) 感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取組みが必要であることから、市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

- (2) 感染症拡大の影響による税収の減少や税の徴収猶予、公共料金や公共施設の

使用料の減免等により、大幅な減収が見込まれる場合には、国の補填、地方交付税の配分前倒し、臨時的地方債の発行及び借入利子補填など、市町村の財政や資金繰りに対する万全の財政措置を講じること。

- (3) 市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

- (4) 自治体病院が感染者を受け入れる場合、病床の改修、医療用具の確保が必要となることに加え、感染症以外の患者の減少等が生じ、減収が生じて地域医療の継続が困難となる恐れがあることから、自治体病院に対する財政支援策を強化すること。